



協会けんぽ

沖縄支部からのお知らせ



2025年
6月号

職場内で回覧・掲示を
お願いします

健康づくりに取り組んで保険料率を下げましょう ～インセンティブ制度をご存じですか～

加入者の皆さまの健康づくりなどの取り組みが、健康保険料率の引下げにつながることをご存じですか？

健康保険料には、5つの「評価指標」に関する取組成績に応じてインセンティブ（報奨金）が与えられ、料率に反映される仕組み（＝インセンティブ制度）があります。

この取組成績で、47都道府県支部中 **上位15位以内** に入ることができれば、インセンティブによる効果で2年後の健康保険料率の引下げにつながります！

2023年度沖縄支部
総合順位は・・・

11位

2023年度沖縄支部は、成績上位15位以内のため、
インセンティブを獲得！
⇒2025年度健康保険料率の引下げにつながりました。



健康保険料率の引下げにつながる5つの取組（評価指標）（順位は2023年度沖縄支部の項目別成績）

1 健診を「毎年」受診する

評価指標①：特定健診等の実施率

35歳以上の被保険者（ご本人）：**生活習慣病予防健診**
40歳以上の被扶養者（ご家族）：**特定健診**

2023年度
順位
33位↓
(2022年度 19位)

2 メタボ判定されたら 特定保健指導を受ける

評価指標②：特定保健指導の実施率

特定保健指導の対象となった方は、保健師・管理栄養士
のサポートを**無料でご利用いただけます。**

2023年度
順位
4位↑
(2022年度 36位)

3 生活習慣の改善に取り組む

評価指標③：特定保健指導対象者の減少率

特定保健指導の対象となったら、**最後まで中断することなく**
生活習慣の改善に取り組みましょう。

2023年度
順位
20位↑
(2022年度 25位)

4 すみやかに医療機関を受診する

評価指標④：特定保健指導対象者の減少率

健診の結果「要治療（再検査）」の項目があれば、
医療機関を必ず受診しましょう。

2023年度
順位
27位↑
(2022年度 29位)

5 ジェネリック医薬品を選択する

評価指標⑤：ジェネリック医薬品使用割合

お薬を受け取る際は、ジェネリック医薬品を
積極的に選択しましょう。

2023年度
順位
16位↓
(2022年度 10位)

上位15位以内を目指して
取り組みましょう！



Q インセンティブの効果で、実際にどれくらい保険料が安くなるの？ //

A 2023年度沖縄支部の保険料負担軽減額（被保険者1人当たり、労使折半前）

〔年額〕**381円** (360,253円→359,872円) の負担減

（注1）標準報酬月額を280,000円（県平均）、賞与月額を年1.615月とした場合の負担を算出したもの

〔月額〕**28円** (26,460円→26,432円) の負担減

（注2）「年額」は令和7年度の標準報酬月額（12か月分）と賞与の影響額であり、「月額」については標準報酬月額（1か月分）によって算定したもの

【参考】もしも・・・沖縄支部が1位の支部と同じ成績を残した場合の負担軽減額は・・・？ ※上記と同一条件で試算

〔年額〕**5,337円** 〔月額〕**392円** 取組成績の差によって、年額4,956円、月額364円の差が生まれます！

皆さまの健康づくりと医療費適正化の取組が、保険料負担の軽減につながります。
取組へのご理解とご協力をお願いいたします。

インセンティブ制度に関するお問い合わせ先：企画総務グループ（☎ガイダンス4番）

整骨院・接骨院のかかり方

整骨院・接骨院で柔道整復師による施術を受ける場合、健康保険の対象となる範囲が決められています。健康保険が使えるケースを正しく理解したうえで適切な受診をお願いします。



健康保険の対象となる場合

＜負傷原因がはっきりしていて慢性に至っていないケガのうち＞

- 打撲、捻挫、挫傷（肉ばなれ等）
- 骨折、脱臼（応急処置を除き、医師の同意が必要）



健康保険の対象とならない場合

- 単なる肩こり、筋肉疲労
- 慰安目的のあん摩・マッサージ代替りの利用
- 病气（神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニアなど）からくる痛み・こり
- 脳疾患後遺症などの慢性病
- 症状の改善の見られない長期の治療
- 医師の同意のない骨折や脱臼の治療（応急処置を除く）
- 仕事中や通勤途上におきた負傷（労災保険の適用となります）

■受診する際は、次のことに気をつけましょう（チェックリスト）

- ✓ 負傷の原因を正しく伝えましょう
- ✓ 療養費支給申請書（手続書類）の内容をよく確認し、必ず自分で記入または捺印しましょう
- ✓ 領収証を必ずもらいましょう
- ✓ 治療が長引く場合は、一度医師の診断を受けましょう
- ✓ 「家族に付き添ったついでに」や「ついでにほかの部位も」等の「ついで」受診は対象外です

◎健康保険の対象となるか調査が必要と判断される場合、協会けんぽから受診者の方へ治療内容などについて文書等で照会をさせていただく場合があります。照会がありましたら、回答書をご記入のうえ返信いただきますようご協力をお願いします。

整骨院・接骨院のかかり方に関するお問い合わせ先：業務グループ（☎ガイダンス1番）

チャットボットをご利用ください！

協会けんぽホームページでは、申請方法や制度に関する質問にAIチャットがお答えするチャットボットを導入しています。お手続きなどに関する質問やお問い合わせの際に、ぜひご利用ください。

チャットボットとは？

インターネット上で入力された質問に自動で回答し、利用者の疑問を解消するAIツールです。

選択した質問内容や入力内容に応じて回答を表示します。

ご案内できる事例	ご案内できない事例
✓ 一般的な制度に関すること ✓ 申請方法、手続きに関すること ✓ 発行や給付までの大まかな期間	✓ 個別ケースに関すること ✓ 申請・手続状況に関すること ✓ 個人情報に関すること

利用方法

- 1 協会けんぽホームページのトップページ下段にあるバナーをクリックします。（クリックするとチャットボット画面が表示されます。）
- 2 チャットボット画面に表示された質問内容を選択するか、質問したい内容を入力して送信します。
- 3 選択または入力した質問内容に応じて表示された回答を確認します。（内容によっては、さらに質問内容を選択・入力します。）

チャットボットに関するお問い合わせ先：企画総務グループ（☎ガイダンス4番）

【画面イメージ】

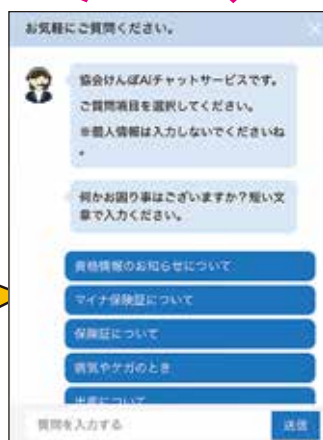
◎パソコンから



こちらのバナーからお入りください。



◎スマホから



全国健康保険協会 沖縄支部
協会けんぽ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/okinawa/>

〒900-8512

※この郵便番号は個別番号であるため、宛先住所の記入が省略できます。

☎098-951-2211（代表）

受付時間/8:30～17:15（土日祝日・年末年始を除く）

沖縄支部
ホームページ



LINE
友だち募集



※各種申請はすべて郵送でお手続きができます。

※申請書は協会けんぽのホームページからダウンロードできます。